# 生活の情報

令和３年（2021 年）３月　No. 4
鎌倉市市民相談課
鎌倉市消費生活センター
電話０４６７－２４－００７７

## 心当たりのない不審なメールにご注意ください！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、インターネット通販の利用が増加しています。それに伴い、大手通販サイトや宅配業者をかたった架空の請求メールやＳＭＳ（ショートメッセージ）が届いたという相談が寄せられています。

相手方に連絡をとってしまうとお金を要求されたり個人情報が盗まれるなど、トラブルにつながる場合がありますのでご注意ください。



### 事例1. 料金が未納とのSMSが届き、プリペイドカードで30万円払ってしまった。

スマートフォンに「ご利用料金の支払い確認が取れません。今日中にご連絡ください。」という内容のＳＭＳが届いた。電話をかけると大手電話会社を名乗る担当者から「総合情報サイトの登録料が支払われていない。すぐに払わないと裁判になる。」と言われた。心当りがないことを伝えると、「調査をして不当請求であれば返金する。」とのことで、指示されたとおりにコンビニエンスストアで電子マネーを 30 万円分購入し、カード裏面の英数字を相手に伝えた。しかし、その後も「他にも未納がある。」という電話があり困っている。どうしたら良いか。

**◎コンビニエンスストアで電子マネーを購入させ、だましとる詐欺があります。**

電子マネーのデジタルコード（英数字）を相手に伝えてしまうことは、お金を払ったことと同じです。この事例は、コンビニエンスストアに事情を説明した後、幸いにも未使用分の一部が返金されましたが、通常、すぐに使われてしまい返金は困難です。

コンビニエンスストアで電子マネーを購入するよう指示された場合は、あわてずに電話を切り、その後の連絡には応じないようにしましょう。

### 事例2. インターネット通販会社から、アカウントの確認を促すメールが届いた。

スマートフォンにインターネット通販会社から「アカウントの更新ができなかった。すぐに確認してください。」という内容のメールが届いた。メール内のＵＲＬに接続すると、ＩＤ、パスワード、住所、氏名、電話番号、クレジットカード情報など、個人情報の入力欄が出てきたため、指示のとおりに入力した。しかし、その後に偽メールであることがわかった。どうしたら良いか。

**◎アカウントやクレジットカード等の個人情報を盗む『フィッシング詐欺』の手口です。**

クレジットカードを不正利用される恐れがあります。すぐに通販サイトの公式ページからご自身の状況を申し出るとともに、クレジットカードの発行会社に連絡し、番号変更等の必要な手続きを行いましょう。

## ◆フィッシング詐欺を防ぐ 3 つの基本◆

**①開かない**

**②クリックしない**

**③入力しない**

©神奈川県 2013

### ① 心当たりがないメールは開かないでください。

SMS（ショートメッセージ）を使った架空請求は、携帯電話の電話番号を使用し、不特定多数に同内容のメールを送ることにより、連絡があった人から金銭をだまし取ろうとする手口です。そのため、メールは開かないようにしましょう。また、開いてしまった場合でも、相手に連絡せず無視しましょう。

### ② メールやSMSの中にある URL からサイトにアクセスしないでください。

サイトにアクセスする場合は、公式サイトやブラウザに登録したブックマーク（お気に入り）からアクセスしましょう。

### ③ 誘導されたリンク先で個人情報を入力しないでください。

リンク先のサイトでIDやパスワード、クレジットカード情報の確認や入力を求められた場合は、特に警戒し、絶対に入力しなしようにしましょう。入力した個人情報が悪用されたケースもあります。

**◆入力してしまった場合はすぐに通販会社の公式サイトからIDやパスワードを変更しましょう。あわせて、銀行やクレジットカード会社に連絡し、カード番号の変更等の必要な手続きを行ってください。**

## 鎌倉市消費生活センターにご相談ください

相談受付時間　月～金（祝日・年末年始は除く）
９：３０～１６：００

◆ 電　話　０４６７－２４－００７７
◆ ＦＡＸ　０４６７－２３－３４４５


**契約は慎重に！　相談はお早めに！**

©神奈川県 2013